

V-13 郵便局の払込票兼受領証	
Q	郵便局で支払いをし、払込票兼受領証を受け取った場合は、当該書面の写しを収支報告書に併せて提出することができるか。
A	払込票兼受領証に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合は、当該書面の写しを収支報告書に併せて提出することになります。 払込票兼受領証に支出の目的が記載されていない場合は、振込明細書に該当するため、当該振込明細書の写し及び当該振込明細書に係る支出目的書を収支報告書に併せて提出することになります。

【従来のQ&A】

Q	郵便局で支払いをした場合の払込票兼受領証は、領収書等として認められるか。
A	払込票兼受領証には、支出の目的が記載されていないため、領収書等に該当せず、振込明細書に該当します。